

## 湖西市が実施するバス運行事業者選定要項

## 1 趣旨

この要項は、公募型のプロポーザル方式（以下「本入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項について定めるものである。

## 2 業務概要

## (1) 業務名

湖西市バス運行業務

## (2) 業務場所

湖西市内

## (3) 業務内容

別紙「湖西市バス運行業務仕様書」のとおりとする。

## (4) 業務期間

契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで

本業務期間における運行事業者の業務について、別段の問題等がない場合、優先的に 2021 年 3 月 31 日までの契約を交渉するものとする。なお、路線の再編を行う場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定するため、この限りではない。

## (5) 運行に係る経費

負担の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けることを前提する。

本市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{負担額} &= (\text{運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額}) \\ &\quad - \text{当該路線に係る収入} \\ &\quad \text{※地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。} \end{aligned}$$

※燃料費の高騰など事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増大した場合は別途協議する。

## 3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

(1) 事業者資格として、道路運送法第 4 条第 1 項に規定する一般乗合旅客運送事業の許可を得ている者で必要な手続きを行える能力を有する者であること。

(2) 営業所の所在地として、中運局公示第 53 号に規定する営業所及び自動車車庫を湖西市に有する者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能なる者。

(3) 「湖西市バス等運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。

(4) 本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取引要綱に基づく排除措置

を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 14 年法律第 225 号）の規程に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 平成 29 年度において国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

#### 4 提案書提出までの手続等

##### (1) 担当部署

企画部市民協働課公共交通係 担当 佐原、伊藤  
所在地 〒431-0492 湖西市吉美 3268  
電話 053-576-4560 (直通) F A X 053-576-1115  
Eメール [koutuu@city.kosai.lg.jp](mailto:koutuu@city.kosai.lg.jp)  
(執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

##### (2) 公募の周知

本市ホームページに掲載し、運行事業者を公募する。

##### (3) 参加表明書の提出

###### ①提出書類

参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書（別紙様式 1-1、1-2、1-3）を提出すること。

###### ②公募受付開始

平成 30 年 9 月 25 日（火）から

###### ③提出期限

平成 30 年 10 月 10 日（水）午後 5 時まで（必着）  
(執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

###### ④公募の単位

公募は次に掲げる路線で受け付ける。(別紙の「湖西市バス等運行业務仕様書」を参照のこと。)

路線名
白須賀新居鷺津線
岡崎鷺津線
知波田鷺津線

###### ⑤提出場所

上記 4 提案書提出までの手続等（1）に同じ

###### ⑥提出方法

窓口への持参、郵送とする。(必着)

##### (4) 質問及び回答

①質問の受付期間

平成 30 年 10 月 10 日（水）午後 5 時まで ※期日厳守  
（執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

②提出場所

上記 4 提案書提出までの手続等（1）に同じ。

③提出方法

F A X、Eメールにより提出する。（様式自由）

④回答方法

回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、平成 30 年 10 月 15 日（月）までに Eメールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要項や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(5) 提案書

①提出書類

1) 提案書

ア 提案書の作成様式

様式は自由とするが、A 4 版規格により記載すること。

文書を補完するための、イラスト、イメージ図、図面等を使用してもよい。

イ 提案項目

提案項目は以下に掲げるとおりとし、各提案項目について A 4 版 1 頁以内で提案し、分かりやすく簡潔にまとめること。

提 案 項 目		提 案 する 際 の 視 点
基 礎 的 条 件 面	事業所の特色・PR	安全性に対する取組み、経費節減、経営合理化の配慮 この事業への受託意欲等
	受注実績	バス運行事業の実績等
	車両保有台数	運転士や車両の確保等
	不測の事態の対処方法	対応マニュアルの整備等
	行政処分の有無	道路運送法による行政処分の有無
	重大事故の発生状況	過去に重大自動車事故をおこしていないか
	受託後の組織体制	事業受託後の管理責任体制等
サ ー ビ ス 面	安全性の確保、向上	安全性を確保、向上させるための取組み内容
	利用者の利便性向上	利便性を向上させるための取組み内容
見積もり金額		「湖西市バス等運行业務仕様書」参照

2) 添付書類

ア. 会社案内等の法人の概要が分かるもの

- イ. 商業登記事項証明書または代表者身分証明書
- ウ. 道路運送法第 4 条第 1 項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し
- エ. 財務諸表（過去 3 年のもの。法人にあつては貸借対照表及び損益計算表）
- オ. 国税及び地方税の未納がないことの証明書
- カ. 運転者の交通事故・違反状況（過去 3 年）

② 提出期限

平成 30 年 10 月 17 日（水）午後 5 時まで  
 （執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

③ 提出場所

上記 4 提案書提出までの手続き等（1）に同じ。

④ 提出部数

正本 1 部 副本 10 部

⑤ 提出方法

上記 4 提案書提出までの手続き等（3）⑥に同じ。

5 選定方法

(1) 書類審査

審査は、湖西市コミュニティバス運行業務に係る運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

(2) 選定方法

提出された提案書を審査し、評価が最も高い者を選定する。

(3) 審査項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により採点し審査する。

価格要素得点 40 点

非価格要素得点 60 点

審査項目

要素	審査項目
価格要素	見積もり金額
非価格要素	安全性に対する取組み、事業所の特色・PR
	受注実績
	車輛保有台数
	不測の事態の対応方法
	国土交通省による処分状況(平成 30 年 10 月 1 日を基準日とする。)
	重大事故の発生状況(平成 30 年 10 月 1 日を基準日とする。)
	事業受託後の組織体制
	運行の安全性確保、向上
利用者の利便性の向上	

(4) 結果の報告

- ①審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ②審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③審査の結果に関する質問には回答をしない。
- ④本市ホームページにて運行事業者を公表する。

## 6 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- |                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 公募受付開始     | 平成 30 年 9 月 25 日 (火) から        |
| (2) 参加表明書提出期限  | 平成 30 年 10 月 10 日 (水) 午後 5 時まで |
| (3) 質問書提出期限    | 平成 30 年 10 月 10 日 (水) 午後 5 時まで |
| (4) 質問への回答     | 平成 30 年 10 月 15 日 (月) まで       |
| (5) 提案書提出期限    | 平成 30 年 10 月 17 日 (水) 午後 5 時まで |
| (6) 運行事業者選定委員会 | 平成 30 年 10 月 23 日 (火) 午後(予定)   |

## 7 その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する場合は、失格とする。
  - ①バス運行事業者選定要項に定める手続きを遵守しない場合
  - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④その他、交通会議の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、運行事業者の選定以外で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 質問書を提出したが、参加資格を有していない場合については、その質問には回答しない。
- (7) 運行事業者の過失により、地域公共交通確保維持改善事業補助金の交付を受けなかった場合、その負担は運行事業者が負う。
- (8) 運行開始日までに予算が確定しない場合については、契約を行わないものとする。